

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 28 | 介護保険関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、介護保険法における介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 介護保険法における介護保険関係事務 |
| ②事務の概要 | 介護保険法等に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定、受給者台帳・給付実績の管理等を行う。特定個人情報ファイルを取り扱う主な事務は以下のとおり。 ①住民基本台帳等に基づく被保険者の資格取得、喪失 ②介護保険料の賦課決定、徴収及び滞納整理 ③要支援・要介護認定及び受給者台帳の管理 ④高額介護サービス費等各種給付の支給及び給付実績の管理 ⑤保険者事務共同処理業務 ※当市では、国民健康保険団体連合会に事務の一部を委託しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された特定個人情報ファイルを暗号化し、国保連合会へ提供している。 |
| ③システムの名称 | 介護保険システム、収納管理システム、滞納整理システム、宛名・納付システム、中間サーバー、伝送通信ソフト |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険システムファイル、収納管理システムファイル、滞納整理システムファイル、宛名・納付システムファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表100の項、並びに内閣府・総務省令第5号第50条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項、132の項、および情報提供者が市町村長となる介護保険関係情報各項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部長寿介護課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総社市中央一丁目1番1号 保健福祉部長寿介護課介護保険係 (TEL.0866-92-8369) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年8月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年8月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | |

| | |
|---|--|
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> |
| 判断の根拠 | 当該業務の従事者にのみアクセス権限を付与している。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|----------------|
| 平成31年4月22日 | 「IVリスク対策」の追加 | - | - | 事後 | 様式変更による |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | 番号法令19条第7号 | 番号法令19条第8号 | 事後 | 法律の改正による |
| 令和3年9月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 令和3年8月1日時点 | 事後 | 最新情報に更新したことによる |
| 令和3年9月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 令和3年8月1日時点 | 事後 | 最新情報に更新したことによる |
| 令和7年8月1日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 | 番号法第9条および別表第一第68項、並びに内閣府・総務省令第5号第50条 | 番号法第9条第1項 別表100の項、並びに内閣府・総務省令第5号第50条 | 事後 | 法律の改正による |
| 令和7年8月1日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 同法別表第二第93項、第94項、および情報提供者が市町村長となる介護保険関係情報各項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項、132の項、および情報提供者が市町村長となる介護保険関係情報各項 | 事後 | 法律の改正による |
| 令和7年8月1日 | I 関連情報 7.特定個人情報の開示・利用停止請求 | 請求先 総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課行政係(TEL0866-92-8218) | 請求先 総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課(TEL0866-92-8218) | 事後 | 組織等名称変更による |
| 令和7年8月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和3年8月1日 時点 | 令和7年8月1日 時点 | 事後 | 最新情報に更新したことによる |
| 令和7年8月1日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年8月1日 時点 | 令和7年8月1日 時点 | 事後 | 最新情報に更新したことによる |
| 令和7年8月1日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | | 新規記載 | 事後 | 様式変更による |
| 令和7年8月1日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 新規記載 | 事後 | 様式変更による |
| | | | | | |